

七ヶ浜町災害危険区域に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、七ヶ浜町災害危険区域に関する条例(平成24年七ヶ浜町条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(住居の用に供する建築物)

第2条 条例第3条第1項で定める住居の用に供する建築物は、専用住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、長屋その他居住の用に供する部分を含む複合用途建築物とする。

(災害危険区域における建築の基準等)

第3条 条例第3条第2項の規則で定める基準は、当該建築物が建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の一級建築士(次項において「一級建築士」という。)による構造の診断により津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について(平成23年11月17日国住指第2570号)に定める東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針の規定に適合すると認められたものとする。

2 条例第3条第2項の規則により建築物を建築しようとする者は、当該一級建築士が作成した構造基準適合証明書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

構造基準適合証明書

七ヶ浜町長 殿

申請者 住所
氏名

七ヶ浜町災害危険区域に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり構造基準適合証明書を提出します。

建築予定地	七ヶ浜町
予定建築物	造 階建て 延床面積 m ²
主要用途	
構造基準	1 津波に対する構造耐力上の安全性に係る基準 2 津波の最大浸水深を考慮した避難スペースの高さの設定に係る基準 3 主要構造部が鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造

上記の申請が、津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について（平成23年11月17日国住指第2570号）に定める東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針の規定に適合することを証明します。

年 月 日

証明を行った 一級建築士	氏名	印	
	住所		
	登録年月日		
	登録番号		
証明を行った 建築士の属する 建築士事務所等	名称		
	所在地		
	事務所等の別		
	登録年月日及び登録番号		